

2 今般の次世代育成支援対策の展開

これまでの少子化対策は、二期にわたるエンゼルプランなどに基づき保育関係事業を中心に、計画的な整備に取り組んできました。しかし、依然として少子化に歯止めがかからず、若い男女にとって、親から自立して働きながら、新たな家庭を築き、子どもを育てていくという喜びや楽しさを実感できる状況にはなっていません。

このような状況に的確に対応していくために、平成15年に「少子化社会対策基本法」と「次世代育成支援対策推進法」が成立し、各種の施策を総合的に推進する枠組みが整備されました。また、少子化に対応するための総合的な施策の指針として、平成16年6月に「少子化社会対策大綱」が策定され、日本の人口が減少に転じていくこれからの5年程度をとらえ、国を挙げて少子化の流れを変えるための各種の施策を強力に推進していくこととしています。この章では、今般の次世代育成支援対策の展開についてご紹介します。

(1) これまでの少子化対策

平成7年度からエンゼルプラン、平成12年度から新エンゼルプランに基づき、保育関係事業を中心に具体的な目標を掲げて、計画的な整備に取り組んできました。

これまでの少子化対策

エンゼルプラン（平成7年度～11年度）

- ・ 文部、厚生、労働、建設の4大臣合意により平成6年12月に策定
- ・ 同時にエンゼルプランの施策の具体化の一環として、大蔵、厚生、自治の3大臣合意により、各種保育事業についての具体的な数値目標を定めた「緊急保育対策等5か年事業」を策定

新エンゼルプラン（平成12年度～16年度）

- ・ 「少子化対策推進基本方針」（関係閣僚会議決定）に基づく重点施策の具体的実施計画として、大蔵、文部、厚生、労働、建設、自治の6大臣合意により平成11年12月に策定
- ・ 保育所受入れ児童数については、平成14年度から「待機児童ゼロ作戦」により上積みして拡大

【二期にわたるエンゼルプランの実績】

	平成6年4月	平成16年4月	
保育所入所児童数	159万人	197万人	〔 37万人増 21万人増 〕
うち低年齢児（3歳児未満）	41万人	62万人	
	平成6年度実績	平成15年度実績	
延長保育実施保育所	2,230か所	11,702か所	〔 9,472か所増 6,804か所増 2,263か所増 〕
放課後児童クラブ数	4,520か所	11,324か所	
地域子育て支援センター数	236か所	2,499か所	
育児休業制度	平成4年度導入		
育児休業給付水準	当初なし→平成7年度25%	平成13年より40%	

新エンゼルプランの進捗状況

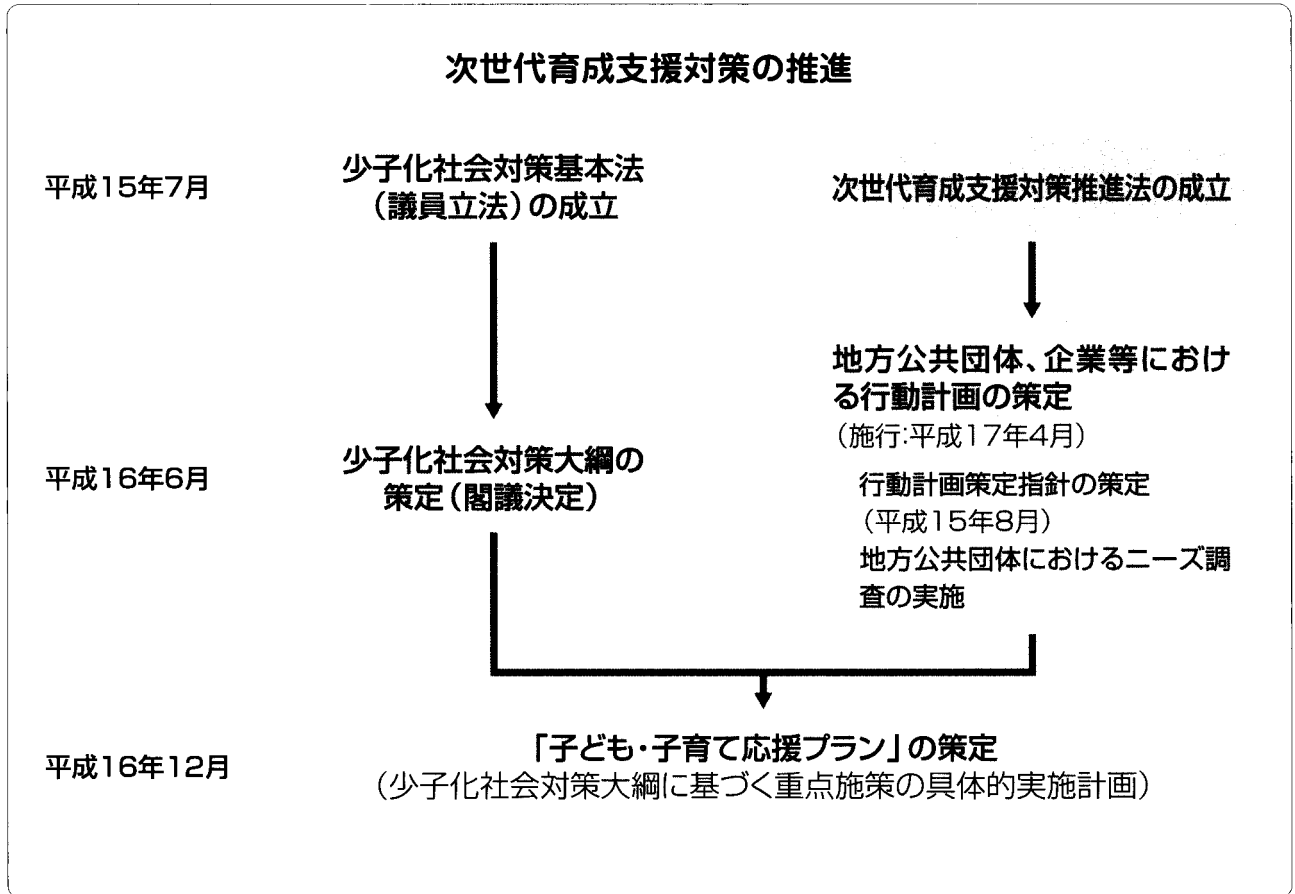
	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	目標値
低年齢児受入れの拡大	(59.3万人) 59.8万人	(62.4万人) 61.8万人	(64.6万人) 64.4万人	(67.1万人) 67.4万人	70.4万人	16年度 68万人
延長保育の推進	(8,052ヶ所) 8,000ヶ所	(9,431ヶ所) 9,000ヶ所	(10,600ヶ所) 10,000ヶ所	(11,702ヶ所) 11,500ヶ所	13,100ヶ所	16年度 10,000ヶ所
休日保育の推進	(152ヶ所) 100ヶ所	(271ヶ所) 200ヶ所	(354ヶ所) 450ヶ所	(525ヶ所) 500ヶ所	750ヶ所	16年度 300ヶ所
乳幼児健康支援一時預かりの推進	(132市町村) 200市町村 (333ヶ所)	(206市町村) 275市町村 (291ヶ所)	(251市町村) 350市町村 (345ヶ所)	(307市町村) 425市町村 (372ヶ所)	500市町村	16年度 500市町村 16年度までに 2,000ヶ所
多機能保育所等の整備	305ヶ所 [11' 補正88ヶ所]	298ヶ所 [12' 補正88ヶ所]	268ヶ所 [13' 1次補正83ヶ所] [13' 2次補正76ヶ所]	268ヶ所 [14' 補正48ヶ所]	268ヶ所	2,000ヶ所
	計393ヶ所	累計779ヶ所	累計1,206ヶ所	累計1,522ヶ所	累計1,790ヶ所 総計[2,180ヶ所]	
地域子育て支援センターの整備	(1,376ヶ所) 1,800ヶ所	(1,791ヶ所) 2,100ヶ所	(2,168ヶ所) 2,400ヶ所	(2,499ヶ所) 2,700ヶ所	3,000ヶ所	16年度 3,000ヶ所
一時保育の推進	(1,700ヶ所) 1,800ヶ所	(3,068ヶ所) 2,500ヶ所	(4,178ヶ所) 3,500ヶ所	(4,959ヶ所) 4,500ヶ所	5,000ヶ所	16年度 3,000ヶ所
ファミリー・サポート・センターの整備	(116ヶ所) 82ヶ所	(193ヶ所) 182ヶ所	(262ヶ所) 286ヶ所	(301ヶ所) 355ヶ所	385ヶ所	16年度 180ヶ所
放課後児童クラブの推進	(9,401ヶ所) 9,500ヶ所	(9,873ヶ所) 10,000ヶ所	(10,606ヶ所) 10,800ヶ所	(11,324ヶ所) 11,600ヶ所	12,400ヶ所	16年度 11,500ヶ所
フリースペース・テレフォン事業の整備	(39都道府県) 39都道府県	(43都道府県) 43都道府県	(47都道府県) 47都道府県	(47都道府県) 47都道府県	47都道府県	16年度 47都道府県
再就職希望登録者支援事業の整備	(24都道府県) 24都道府県	(33都道府県) 33都道府県	(47都道府県) 47都道府県	(47都道府県) 47都道府県	47都道府県	16年度 47都道府県
周産期医療ネットワークの整備	(14都道府県) 13都道府県	(16都道府県) 20都道府県	(20都道府県) 28都道府県	(24都道府県) 37都道府県	47都道府県	16年度 47都道府県
小児救急医療支援事業の推進	(51地区) 240地区	(74地区) 240地区	(112地区) 300地区	(158地区) 300地区	300地区	13年度 360地区 (2次医療圏)
不妊専門相談センターの整備	(18ヶ所) 24ヶ所	(24ヶ所) 30ヶ所	(28ヶ所) 36ヶ所	(36ヶ所) 42ヶ所	47ヶ所	16年度 47ヶ所
子どもセンターの全国展開※1	(725ヶ所) 730ヶ所	(983ヶ所) 1,095ヶ所	—	—	—	1,000ヶ所程度
子ども放送局の推進※2	(1,606ヶ所)	(1,894ヶ所)	(2,093ヶ所)	(2,212ヶ所)	—	5,000ヶ所程度
子ども24時間電話相談の推進※4	(21都道府県) 31都道府県	(14都道府県) 31都道府県	(6都道府県) 15都道府県	—	—	47都道府県
家庭教育24時間電話相談の推進※4	(35都道府県) 32都道府県	(25都道府県) 31都道府県	(7都道府県) 12都道府県	—	—	47都道府県
総合学科の設置促進※2	(144校)	(163校)	(186校)	(220校)	—	当面 500校程度
中高一貫教育校の設置促進※2	(17校)	(51校)	(73校)	(118校)	—	当面 500校程度
「心の教室」カウンセリング・ルームの整備※3	(8,467校)	—	—	—	—	12年度までに 5,234校を目標

(注) 1.平成12年度、13年度、14年度及び15年度の上段()が実績、下段が予算。
 2.待機児童ゼロ作戦を推進するため、16年度においては、保育所の受入れ児童数を約5万人増加させることとしている。
 3.多機能保育所等の整備の16年度目標値累計2,000ヶ所及び16年度の総計[]については、少子化対策臨時特例交付金による計画数390ヶ所を含む。
 4.※1子どもセンターの全国展開の目標値については、11年度から13年度までの「全国子どもプラン(緊急3ヵ年戦略)」において策定。13年度で新規の設置は終了。
 5.※2子ども放送局の推進、総合学科の設置促進及び中高一貫教育校の設置促進については、実績のみ記載。
 6.※3「心の教室」カウンセリング・ルームの整備については、12年度実績のみ記載。13年度以降は市町村の整備計画に応じて整備。
 7.※4子ども24時間電話相談の推進及び家庭教育24時間電話相談の推進については、事業終期の到来により終了。

(2) 次世代育成支援の取組

①次世代育成支援対策の推進

- 平成15年7月に成立した「少子化社会対策基本法」と「次世代育成支援対策推進法」によって、各種の施策を総合的に推進する枠組みが整備されました。



②地方公共団体の行動計画の推進

- 平成16年9月末の時点における各地方公共団体からの報告によれば、保育・子育て支援事業に関して、各市町村は次のようなサービスの拡充を検討しており、「子ども・子育て応援プラン」の目標値は、この集計結果を踏まえて設定しています。

地方公共団体の行動計画の推進

	平成16年4月	平成21年4月		
通常保育事業(保育所定員数)	203万人	215万人	(12万人増)	
	平成16年度	平成21年度		
放課後児童クラブ事業(クラブ数)	15,133か所	17,455か所	(2,322か所増)	
子育て拠点の設置	2,954か所	5,957か所	(3,003か所増)	
・地域子育て支援センター(施設数)	2,783か所	4,402か所		1,619か所増
・つどいの広場(か所数)	171か所	1,555か所		1,384か所増
ファミリー・サポート・センター(か所数)	368か所	713か所		345か所増
一時・特定保育事業(保育所数)	5,935か所	9,486か所	(3,551か所増)	
ショートステイ事業(施設数)	569か所	874か所		305か所増
トワイライトステイ事業(施設数)	310か所	563か所		253か所増
病後児保育事業(施設数)	507か所	1,480か所 (派遣型含む)		973か所増
延長保育事業(保育所数)	12,783か所	16,195か所	(3,412か所増)	
休日保育事業(保育所数)	666か所	2,157か所		1,491か所増
夜間保育事業(保育所数)	66か所	143か所		77か所増

※平成16年9月末時点における全国集計値



(3) 少子化社会対策大綱の策定

我が国の人口が転換期を迎えるこれからの5年程度をとらえ、少子化の流れを変えるための取組を強力に推進するため、国の基本施策として、「少子化社会対策大綱」を平成16年6月に策定し、対策を総合的に進める枠組みをつくりました。

少子化社会対策大綱

(平成16年6月4日閣議決定)

3つの視点

I 自立への希望と力

若者の自立が難しくなっている状況を変えていく

II 不安と障壁の除去

子育ての不安や負担を軽減し、職場優先の風土を変えていく

III 子育ての新たな 支え合いと連帯

—家族のきずなと地域のきずな—

生命を次代に伝えるべく、いくことや家庭を築くことの大切さの理解を求めていく。子育て・親育て支援社会をつくり、地域や社会全体で変えていく。

4つの重点課題

I 若者の自立とたくましい子どもの育ち

・就業困難を解消するための取組、豊かな体験活動の機会の提供

II 仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し

・企業の行動計画策定・目標達成の取組
・勤務時間の短縮等の措置、再就職支援

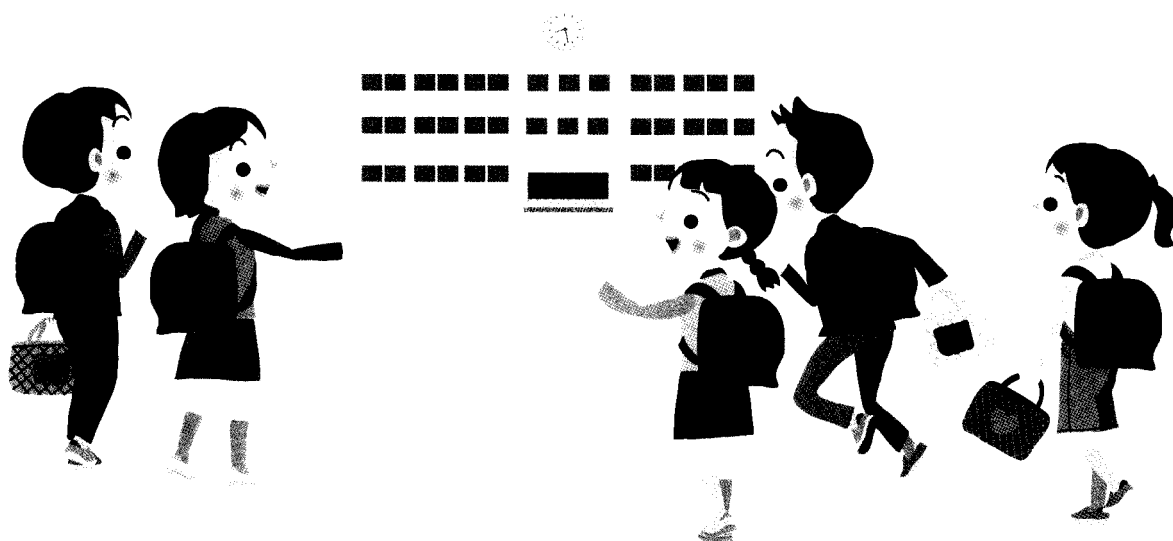
III 生命の大切さ、 家庭の役割等についての理解

・生命の尊さを実感し、社会とのかかわりなどを大切にする事への理解を深める

IV 子育ての新たな支え合いと連帯

・子育て支援施策の効果的な実施、身近な地域でのきめ細かな子育て支援の取組、児童虐待など特に支援を必要とする子どもとその家庭に対する支援
・妊娠、出産、子どもの育ちにかかわる保健医療

重点課題に取り組みための28の具体的行動



4つの重点課題と28の行動

1 若者の自立とたくましい子どもの育ち

(1)若者の就労支援に取り組む

- ＊「若者自立・挑戦プラン」に基づき、教育・雇用・産業政策の連携等による総合的な取組を推進し、平成18年度末までに、若年失業者等の増加傾向を転換
 - ・日本版デュアルシステムの導入、ワンストップサービスセンターの整備等

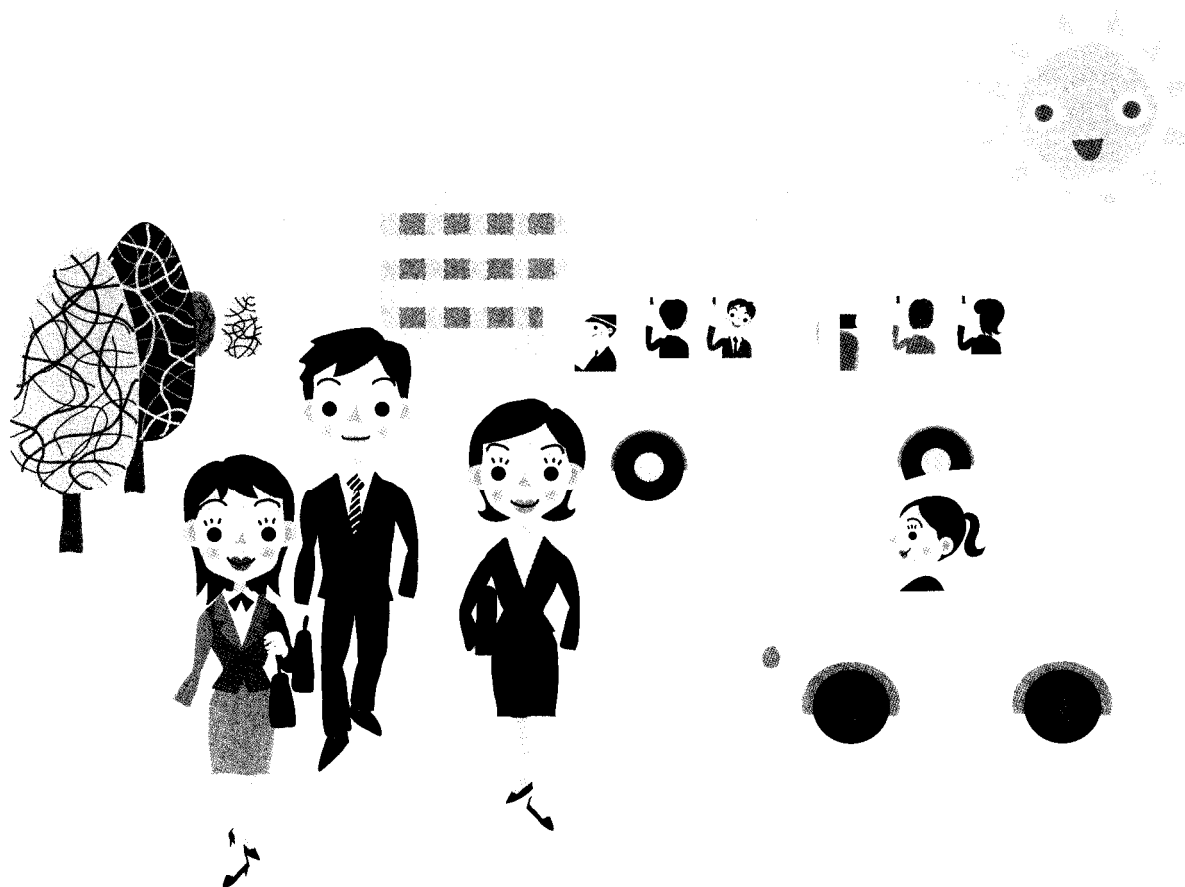
(2)奨学金の充実を図る

(3)体験を通じ豊かな人間性を育成する

- ＊地域と学校の連携の下に、様々な自然体験・社会体験活動の機会を提供
- ＊児童館や学校などを活用し、子どもたちが乳幼児や高齢者などと交流することのできる活動を推進

(4)子どもの学びを支援する

- ＊子どもたちに「確かな学力」、豊かな人間性、健康と体力などの「生きる力」をはぐくむ学校教育を推進
 - ・魅力ある公立学校づくり、特色ある高等学校づくり、学校への住民の参加環境の整備等



2 仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し

(5)企業等におけるもう一段の取組を推進する

- 企業における取組を促進するための一般事業主行動計画の策定・実施を支援

(6)育児休業制度等についての取組を推進する

- 社会全体での目標値の達成に向けた取組を推進
 - ・ 育児休業取得率(男性10%、女性80%)
 - ・ 小学校就学の始期までの勤務時間短縮等措置の普及率(25%)
- 一定の場合における1歳6か月までの育児休業期間の延長、子どもの看護休暇制度の創設

(7)男性の子育て参加促進のための父親プログラム等を普及する

(8)労働時間の短縮等仕事と生活の調和のとれた働き方の実現に向けた環境整備を図る

- 年次有給休暇の取得促進、所定外労働の削減等により、年間総実労働時間1,800時間の達成・定着

(9)妊娠・出産しても安心して働き続けられる職場環境の整備を進める

(10)再就職等を促進する

3 生命の大切さ、家庭の役割等についての理解

(11)乳幼児とふれあう機会の充実等を図る

- 中・高校生等が乳幼児とふれあう機会を広げる取組の推進

(12)生命の大切さ、家庭の役割等についての理解を進める

- 子どもを生み・育てることの喜びや意義、家庭の役割等についての理解の促進

(13)安心して子どもを生み、育てることができる社会の形成についての理解を進める



4 子育ての新たな支え合いと連帯

- 社会保障給付について、大きな比重を占める高齢者関係給付を見直し、これを支える若い世代及び将来世代の負担増を抑えるとともに、社会保障の枠にとらわれることなく次世代育成支援を推進する。

地域における子育て支援

(14)就学前の児童の教育・保育を充実する

- 待機児童ゼロ作戦の一層の推進
- 延長保育、一時保育、休日保育、病後児保育、幼稚園における預かり保育等の多様なサービスの充実
- 就学前の教育・保育を一体として捉えた総合施設の実施

(15)放課後対策を充実する

- 放課後児童クラブ等による小・中学生の放課後受入体制の整備

(16)地域における子育て支援の拠点等の整備及び機能の充実を図る

- 子育て中の親子が相談・交流できる「つどいの広場」や「地域子育て支援センター」の身近な場所での設置を推進

(17)家庭教育の支援に取り組む

(18)地域住民の力の活用、民間団体の支援、世代間交流を促進する

(19)児童虐待防止対策を推進する

(20)特に支援を必要とする家庭の子育て支援を推進する

(21)行政サービスの一元化を推進する

子どもの健康の支援、妊娠・出産の支援

(22)小児医療体制を充実する

(23)子どもの健康を支援する

- 「食育」の普及促進、● 性に関する正しい理解の普及

(24)妊娠・出産の支援体制、周産期医療体制を充実する

(25)不妊治療への支援等に取り組む

子育てのための安心、安全な環境

(26)良質な住宅・居住環境の確保を図る

(27)子育てバリアフリーなどを推進する

経済的負担の軽減

(28)児童手当の充実を図り、税制の在り方の検討を深める